

令和 8 年 9 月 3 日

保護者の皆様

京都市立梅津北小学校

校長 竹田 敏宏

地震に対する非常措置についてのお知らせ

本校においては、**京都市域**において**震度 5 弱以上の地震**があった場合は、下記のような措置を行いますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

記

1 登校前に発生した場合

- (1) **京都市域**に**震度 5 弱以上の地震**が発生した時は、**次の登校日**を**臨時休業**とします。

※ 学校所在の梅津区だけでなく、京都市域のいずれかの行政区で震度 5 弱以上を観測した場合の措置です。

※ 下校後、深夜 0 時までに発生した場合は翌日を臨時休業に、深夜 0 時以降、登校までに発生した場合は当日を臨時休業にします。

※ 休業日、休業前日の下校後に発生した場合は、原則として休業明けの登校日を臨時休業としますが、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、(ホームページ/すぐる)により、授業等を実施する旨を連絡します。

- (2) 臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。

2 在校園中に発生した場合

直ちに臨時休業としたうえで、余震等の影響を踏まえ、下校の安全が確認できるまでは学校に留め置くこととします。

3 家庭での啓発

災害時、急に考えたり行動することは難しく、普段から備えておくことが重要です。

大規模な自然災害が起きたとき、起きそうなときに命を守るため「いつ」「どこへ」「どのような」行動をとるのか、御家庭でも話し合いや確認をお願いします。

以上、お子様にもその旨ご指導いただきますようお願いいたします。